

平成 19 年 12 月 5 日

## 第 3 2 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

## 1. エスプロカルブ

## (1) 用途

除草剤

## (2) 審議の経緯

平成 19 年 9 月 13 日に魚介類に対する残留農薬基準設定に係る食品健康影響評価について意見聴取がなされ、第 16 回総合評価第二部会において ADI が決定した。

なお、平成 15 年 7 月 1 日に清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価に係る意見聴取もなされている。

## (3) 評価の概要

エスプロカルブ投与による影響は主に肝臓及び腎臓に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.01 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。

## 2. エトキサゾール

## (1) 用途

殺虫剤 (殺ダニ剤)

## (2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 19 年 3 月 5 日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第 8 回確認評価第二部会において ADI が決定した。

なお、本剤は一度、食品安全委員会において動物用医薬品として評価がなされている。

## (3) 評価の概要

エトキサゾール投与による影響は主に肝臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験 の 1.83 mg/kg 体重/日であったが、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験 の無毒性量が 4.01 mg/kg 体重/日であり、この差は用量設定の違いによると考えられ、4.01 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で除した 0.04 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。

### 3. シエノピラフェン

#### (1) 用途

殺虫剤（殺ダニ剤）

#### (2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく新規農薬登録申請（ばれいしょ及び大豆等）に係り、平成19年3月5日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされ、第17回総合評価第二部会においてADIが決定した。

#### (3) 評価の概要

シエノピラフェン投与による影響は、主に肝臓、腎臓、子宮及び網膜に認められた。催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

発がん性試験において、ラットで子宮腺癌の発生頻度が増加したが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験で得られた無毒性量の低値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験及びウサギを用いた発生毒性試験における5.1及び5 mg/kg 体重/日であったことから、これらを根拠として、最小値である5 mg/kg 体重/日を安全係数100で除した0.05 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

### 4. シラフルオフエン

#### (1) 用途

殺虫剤

#### (2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定及び農薬取締法に基づく適用拡大申請（もも）に係る意見聴取と併せて、平成19年10月12日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第10回確認評価第一部会においてADIが決定した。

#### (3) 評価の概要

シラフルオフエン投与による影響は、主に肝臓及び精巣に認められた。発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の11.0 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数100で除した0.11 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

### 5. ピリフタリド

#### (1) 用途

除草剤

#### (2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平

成 19 年 3 月 5 日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第 7 回確認評価第一部会において A D I が決定した。

( 3 ) 評価の概要

ピリフタリド投与による影響は、主に肝臓及び腎臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の 0.56 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.0056 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。